

だい き すい た し しょう ふく し けい かく
第5期吹田市障がい福祉計画

だい き すい た し しょう じ ふく し けい かく
第1期吹田市障がい児福祉計画

がいようばん
概要版



へいせい ねん ねん がつ
平成30年(2018年)3月

すい た し
吹田市

< 目 次 >

第1章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	1
第2章	吹田市の障がい者の状況	3
第3章	第5期吹田市障がい福祉計画	4
第4章	第1期吹田市障がい児福祉計画	13
第5章	実施体制と進行管理	17

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

第1章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

1 新たな計画の策定

本市では、平成28年（2016年）3月に「第4期吹田市障がい者計画」を策定し、障がい者施策の着実な推進に取り組んでいます。

また、平成18年度（2006年度）に第1期の「吹田市障害福祉計画」を策定して以来3年ごとに改定し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めるとともに、障がい児支援の強化と障がい児通所支援サービスの整備を図ってきました。

このたび、国の制度改革の内容等を踏まえつつ、これまでの取組を評価した上で、「第4期吹田市障がい者計画」の一部を見直し、「第5期吹田市障がい福祉計画」「第1期吹田市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

2 計画の位置づけと期間

「第5期障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、「第1期障がい児福祉計画」は、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。両計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

3 障がい者計画の基本理念（障がい者施策の基本的な考え方）

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.3%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、理由により手帳を所持していませんが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。

第4期吹田市障がい者計画の施策体系図

基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

支援テーマ	施策分野		
(1) 日々の暮らしの基盤づくり	I 暮らす・つながる	1)生活支援	①障がい福祉制度・サービス等とつながる相談支援体制の構築 ②切れ目のない、谷間のない障がい福祉サービス等の充実 ③障がい福祉現場を支える人材の育成・確保
		2)保健・医療	①障がい分野に精通した保健・医療の充実 ②精神障がい者の地域生活を支える精神保健・医療の充実 ③健康管理、食生活の充実を図る取組の実施
		3)情報アクセシビリティ	①情報提供、意思疎通支援の充実等
		4)行政サービス等の配慮	①障害者差別解消法の推進 ②ユニバーサルデザインの普及
(2) 社会参画へ向けた自立の基盤づくり	II 育つ	1)療育	①0歳から18歳まで切れ目のない療育ネットワークの構築 ②多様な障がい特性に応じた療育環境の充実
	III 学ぶ	2)教育	①インクルーシブ教育の推進 ②特別支援教育の推進 ③教育と福祉施策等の連携
		3)文化芸術・スポーツ等	①文化芸術活動、スポーツ等の振興 ②余暇支援の充実
	IV 働く	4)雇用・就業	①障がい者就労の支援環境の整備 ②就労における個別支援の充実 ③福祉的就労の底上げ
(3) すみよい環境の基盤づくり	V すむ	1)生活環境	①住宅の確保 ②グループホームの整備 ③公共交通機関、公共施設のバリアフリー化の推進
		2)安心・安全	①防災対策の推進 ②消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第2章

吹田市の障がい者の状況

1 障がい者手帳所持者の状況

吹田市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ毎年増加しています。各障がい者手帳の所持者数を合計すると、平成28年度（2016年度）末現在19,431人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.3%にあたります。また、平成24年度（2012年度）と比べて8.7%の増加となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
人口総数 a	356,768人	360,007人	362,899人	367,510人	369,522人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	17,878人	18,282人	18,775人	19,091人	19,431人
身体障がい者手帳 b1	13,479人	13,606人	13,824人	13,894人	13,888人
療育手帳 b2	2,481人	2,569人	2,699人	2,833人	2,991人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	1,918人	2,107人	2,252人	2,364人	2,552人
精神通院医療利用者	4,404人	4,474人	4,503人	4,999人	5,304人
手帳所持者の比率 c=b/a	5.00%	5.10%	5.20%	5.20%	5.30%

- ※ 人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）
- ※ 各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）

2 障がい者施策に関わる市民の意識

計画の策定に向けて実施したアンケート調査で得られた主な結果は次のとおりです。

- 18歳以上の人は自分の健康や障がい、生活に必要なお金や収入、高齢になってからのことに対する不安を感じています。18歳未満の人では、親が亡くなったあとのことを不安に思う人がとりわけ多く、生活費や収入、就職や仕事についても多くの人が不安を感じています。
- 本市に取り組んでほしい内容として、相談支援体制やショートステイなど障がい福祉サービスの充実、就労支援に対する高い関心が見受けられます。
- 精神障がい者を対象としたアンケートでは、身近なところで相談できたり、一人で行っても安心してくつろげる居場所を望む回答が多くみられます。
- こども発達支援センター（地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園）の利用者を対象としたアンケートでは、施設の利用に満足している人が多く、保育所や幼稚園、学童保育における発達支援枠の充実、児童の特性や発達段階に応じた施設・居場所等の整備、子育て支援制度の充実、相談体制・情報提供の充実などに対する意見が寄せられています。

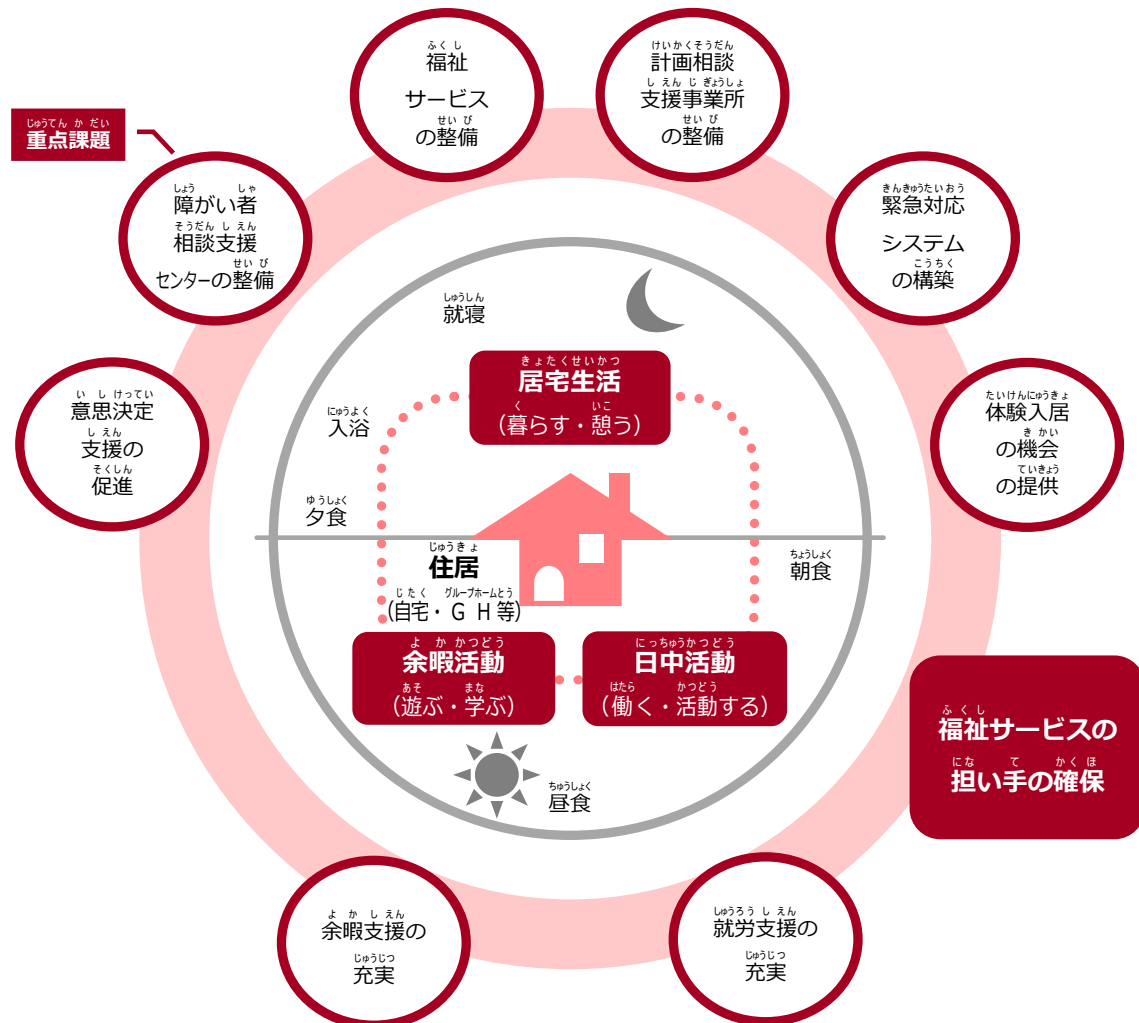
第3章

第5期吹田市障がい福祉計画

1 基本的な考え方

障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざし、障がい者の自立と社会参加を推進するため、その支援体制の構築と福祉サービスの充実に取り組みます。

障がい者の個々の生活の個別性を尊重しながら、障がいの有無に関わらない一般的な1日の生活の流れに沿って、その生活場を家の中で過ごす場面（居宅生活）と家の外で活動する場面（日中活動・余暇活動）の大きく2つに分けた上で、それぞれの場面においての具体的な福祉サービスの課題を明らかにし、8つの重点課題を掲げ、実生活に即した障がい福祉サービスの整備を図り、障がいの重度化、家族の高齢化に対応できるよう『**親がかり（家族介護）**を前提としない支援体制の構築、福祉サービスの充実』をめざします。



居宅生活（暮らす・憩う）の支援体制の整備

● 重点的な課題

- 1 福祉サービス及び計画相談支援事業所の整備
- 2 障がい者相談支援センターの整備
- 3 緊急対応システムの構築及び体験入居（生活体験・訓練）の場（機会）の提供
- 4 意思決定支援の促進

● 具体的な取組

- a 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など）の整備
- b 短期入所（ショートステイ）サービスの整備
- c 居住系サービス（グループホーム、施設入所支援など）の整備
- d 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の整備
- e 地域生活支援事業（相談支援事業など）の整備

日中活動（働く・活動する）／余暇活動（遊ぶ・学ぶ）の支援体制の整備

● 重点的な課題

- 1 福祉サービス事業所の整備
- 2 就労支援の充実
- 3 余暇支援の充実

● 具体的な取組

- a 日中活動系（通所系）サービス（生活介護、就労継続支援など）の整備
- b 地域生活支援事業（意思疎通支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業など）の整備

福祉サービスの担い手の確保

● 重点的な課題

- 1 福祉サービスの担い手の確保

(1) 居宅生活（暮らす・憩う）の支援体制の整備

① 重点的な課題

重点課題 1

福祉サービス及び計画相談支援事業所の整備

障がい福祉サービス事業所の充実を図るとともに、計画相談支援事業所の充実を図り、相談から必要とする障がい福祉サービスに円滑につながるレファレンス機能の強化（計画相談支援事業所の整備）を図ります。併せて、サービスの支給決定にあたっては、それぞれの生活に合った必要となるサービス量を柔軟に決定するよう努めます。

また、障がい福祉サービス等の整備については、精神障がい者、医療的ケアが必要な重症心身障がい者、中途障がい者・高次脳機能障がい者に対する施策など、制度の谷間にあるものを特に意識して取り組みます。

重点課題 2

障がい者相談支援センターの整備

福祉サービス利用の相談に限らず、地域で生活する障がい者の多様なニーズに寄り添うことができるよう、身近なところで気軽に何でも相談でき、制度、サービス、情報、仲間等とつながることができる障がい者相談支援センターを市内6地域に1か所ずつ整備します。

重点課題 3

緊急対応システムの構築及び体験入居（生活体験・訓練）の場（機会）の提供

地域生活支援拠点等の整備を進めるにあたり、地域において緊急時の対応（利用）ができる短期入所事業所等の整備と一人暮らし、グループホーム等で自立して生活するための練習ができる体験型のグループホームの整備に、重点的に取り組みます。

重点課題 4

意思決定支援の促進

定量的な障がい福祉サービスの基盤整備だけでは解決できない福祉サービス利用に際する「意思表示」「意思決定」に対する支援サービス（成年後見制度、日常生活自立支援事業等）の利用促進に取り組みます。併せて、虐待防止の推進も必要です。その他、手話言語条例の検討、差別解消法の啓発、法人後見の研究等、総合的に取り組みます。

② 具体的な取組

a 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など）

- 障がい者の多様なニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、医療的ケアを行うための喀痰吸引等（痰の吸引・経管栄養）研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）等の受講支援に取り組みます。
- 重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

b 短期入所（ショートステイ）サービス

- 短期入所事業所のネットワークを構築し、事業の効率化を図りながら、利用者の多様なニーズに対応できるように取り組みます。
- 緊急時の利用に対し、柔軟に対応できるよう、緊急対応コーディネーターの配置の事業化に取り組みます。
- 医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう事業所の整備を図るとともに、市民病院等の医療機関をはじめとした関係機関との連携に取り組みます。

c 居住系サービス（グループホーム、施設入所支援など）

- グループホーム整備のために「建て貸し方式」（土地所有者が新規に建設した建物をグループホーム事業者に賃貸する方法）の事業化等に取り組みます。
- 医療的ケアが必要、強度行動障がい等の重度障がい者が安心して暮らすことのできるグループホームの整備を推進するために、施設整備費補助の拡充に取り組みます。
- 福祉施設からの地域移行、親元からの自立に際して、経過的に利用できる暮らしの場として、体験型のグループホームの整備に取り組みます。

d 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

- すべての障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画書が作成できるように、事業所の整備及び運営の安定化を図るためモニタリングのあり方を検討します。
- 市内の計画相談支援事業所が集まって組織している「計画相談支援事業者連絡会」と連携し、合同の研修会を企画する等、相談支援専門員のスキルアップを促します。

e 地域生活支援事業

－相談支援事業－

- 身近な地域で相談できるよう、市域を6地域に分割し、各地域に1か所ずつ障がい者相談支援センターを配置し、障がい種別や年齢に関係なく、日常生活において困りごとが起こった時に、まず、相談できるところがある相談支援体制を整備します。

(2) 日中活動（働く・活動する）／余暇活動（遊ぶ・学ぶ）の支援体制の整備

① 重点的な課題

重点課題 1 福祉サービス事業所の整備

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざし、社会参加を促す日中活動及び余暇活動を支援する体制を整備します。

また、障がい福祉サービス等の整備については、精神障がい者、医療的ケアが必要な重症心身障がい者、中途障がい者・高次脳機能障がい者に対する施策など、制度の谷間にあるものを特に意識して取り組みます。

重点課題 2 就労支援の充実

障がい者が能力と個性を発揮し、就労を通じて社会参加ができるよう、福祉・労働等の分野が横断的に連携し障がい者の就労支援に取り組み、障がい者が働く姿が日常の風景にある社会をめざします。また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるよう努めます。

重点課題 3 余暇支援の充実

障がい者の生活の質（QOL）の向上において、欠かすことのできない要素である余暇活動について、その支援環境を整備します。

② 具体的な取組

a 日中活動系（通所系）サービス（生活介護、就労継続支援など）

- 医療的ケアの必要な障がい者の日中活動の場として、障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」及び総合福祉会館に続く、新たな受皿整備に取り組みます。
- 多様なニーズに対応できるよう、建て貸し方式の事業化、施設整備補助・運営補助の実施等、多角的な視点から、日中活動の場の整備に取り組みます。

b 地域生活支援事業

－意思疎通支援事業－

- サービスの質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、社会参加を支援するために手話通訳者、要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。

- 重度障がい者の入院時における円滑なコミュニケーションのために支援員を派遣する事業について、評価・検証を行います。

- 移動支援事業（ガイドヘルプサービス） -

- 重度障がい者に対しては、複数派遣を柔軟に決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- 事業の活性化、事業内容の充実を図るため、外出先の確保に取り組みます。

- 地域活動支援センター事業 -

- 精神障がい者の地域移行の促進、地域生活の充実を図るため、地域で生活する障がい者に対する相談・日常生活の拠点として、地域活動支援センター I 型の整備・機能強化に取り組みます。

- 日中一時支援事業 -

- サービス提供体制の充実を図るために、公共施設や福祉事業所等の開設時間外の活用等、地域資源の有効活用によるサービス提供を検討します。特に、成人の余暇活動支援を念頭において事業の充実に取り組みます。

(3) 福祉サービスの担い手の確保

① 重点的な課題

重点課題 1 福祉サービスの担い手の確保

少子・高齢社会の進展により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、障害者総合支援法や介護保険制度の推進により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービスの提供の根幹である福祉人材の量的・質的両面における養成・確保が極めて重要ですが、現在、その確保が非常に困難であり、慢性的な人材不足の状態となっていますので、その対応が必要です。

② 具体的な取組

- 福祉サービスの担い手の確保について、その対策を障がい福祉室のみで取り組むのではなく、高齢福祉室、地域経済振興室（労働担当）等の関係部局と連携し、『吹田市雇用対策協定』に基づいた企画等において、情報を共有しながら取り組みます。

2 障がい福祉サービスの提供体制の整備等（成果目標）

第5期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度（2020年度）を目標年度として、特定の障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

区分		平成32年度 (2020年度) 目標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	福祉施設入所者の地域移行者数	20人
	福祉施設入所者の減少数	3人
(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム（障がい版）の構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置
(3) 障がい者地域生活の支援	地域生活支援拠点等の整備	1か所
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労移行者	81人
	就労移行支援事業所の利用者	144人
	就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所の割合	全体の5割以上
	就労定着支援事業所における支援を開始した時点で1年後の職場定着率	80%以上
	就労継続支援（B型）事業所における平均工賃	17,560円

3 障がい福祉サービス等の種別ごとの必要見込量（活動指標）

成果目標を達成するため、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定します。

（1）障がい福祉サービス等の利用見込量

項目	平成30年度(2018年度)		平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
居宅介護	1,050人	14,700時間	1,090人	15,500時間	1,130人	16,300時間
重度訪問介護	27人	4,050時間	29人	4,350時間	31人	4,650時間
同行援護	124人	2,720時間	127人	2,790時間	130人	2,860時間
行動援護	210人	2,690時間	235人	3,060時間	260人	3,430時間
重度障がい者等包括支援	1人	240時間	1人	240時間	1人	240時間
短期入所（ショートステイ）	440人	1,740人日	470人	1,970人日	500人	2,200人日
生活介護	1,050人	17,850人日	1,085人	18,450人日	1,120人	19,050人日
自立訓練（機能訓練）	5人	40人日	5人	40人日	5人	40人日
自立訓練（生活訓練）	90人	990人日	95人	1,045人日	100人	1,100人日
就労移行支援	132人	1,190人日	138人	1,310人日	144人	1,440人日
就労継続支援（A型）	250人	3,440人日	290人	4,030人日	330人	4,580人日
就労継続支援（B型）	470人	6,530人日	495人	6,880人日	520人	7,220人日
就労定着支援	66人	-	74人	-	81人	-
療養介護	40人	-	40人	-	40人	-
共同生活援助（グループホーム）		540人		570人		600人
施設入所支援		172人		171人		170人
自立生活援助		8人		8人		8人
計画相談支援		1,600人		1,900人		2,200人
地域移行支援		20人		20人		20人
地域定着支援		12人		12人		12人

ちいきせいかつしえんじぎょう りようみこみりょう
(2) 地域生活支援事業の利用見込量

こうもく 項目	ねんど 年度	へいせい 平成30年度 ねんど (2018年度)	へいせい 平成31年度 ねんど (2019年度)	へいせい 平成32年度 ねんど (2020年度)
相談支援事業等	りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	あり	あり	あり
	じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	あり	あり	あり
	しょう しゃそうだん しえんじぎょうしよ 障がい者相談支援事業所	6か所	6か所	6か所
	きかんそうだん しえん 基幹相談支援センター	あり	あり	あり
	きかんそうだん しえん どうきのうきょうかじぎょう 基幹相談支援センター等機能強化事業	あり	あり	あり
	じゅうたくにゅうきょどうしえんじぎょう きょじゅう じぎょう 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	あり	あり	あり
	せいねんこうけんせいでりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	あり	あり	あり
	せいねんこうけんせいでほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	あり	あり	あり
意思疎通支援事業	しゅわつうやくしゃはげんじぎょう 手話通訳者派遣事業	200人	200人	200人
	ようやくひつきしゃはげんじぎょう 要約筆記者派遣事業	5人	5人	5人
	しゅわつうやくしゃせつちじぎょう しょう ふくしつ しゅわつうやくしゃず 手話通訳者設置事業(障がい福祉室の手話通訳者数)	2人	2人	2人
	しゅわほうし いんようせいけんしゅうじぎょう しゅわほうし いんようせいこうしゅうりゅうしゅう 手話奉仕員養成研修事業(手話奉仕員養成講習修了者数)	80人	80人	80人
日常生活用具給付等事業	かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	45件	50件	55件
	じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	150件	160件	170件
	ざいたくりようようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	90件	90件	90件
	じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	400件	410件	420件
	はいかんりしえんようぐ 排せつ管理支援用具	7,800件	7,800件	7,800件
	きょたくせいかつどうさ ほじょようぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	13件	13件	13件
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	1,080人 205,200時間	1,090人 207,100時間	1,100人 209,000時間	
地域活動支援センター	ちいきかつどうしえん いちがた 地域活動支援センターⅠ型	2か所	2か所	2か所
	ちいきかつどうしえん にがた 地域活動支援センターⅡ型	2か所	2か所	2か所
	ちいきかつどうしえん さんがた 地域活動支援センターⅢ型	2か所	2か所	2か所
その他	につちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	17,211人日	18,411人日	19,611人日
	ほうもんにゅうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業	1,121人日	1,158人日	1,194人日

第4章

第1期吹田市障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障がい児の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援サービスは、放課後等デイサービスを中心に利用者が増大し、発達に課題のある児童とその家族を取り巻く生活環境は大きく変化しています。

第1期障がい児福祉計画では、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な時に必要な支援に着実につないでいけるよう、関係機関と連携体制を強化し、取組を推進していきます。

また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めていきます。

① 重点的な課題

重点課題 1

療育を必要とする児童の早期発見に向けた取組の推進

こども発達支援センター・地域支援センターでは、母子保健を担当する保健センターと連携し、1歳6か月児健康診査事後指導後の早期親子療育としてバンビ親子教室を開室しています。今後は、バンビ親子教室の充実と、子育て支援課やのびのび子育てプラザ等、子育て支援を担当する部局ともさらなる連携をし、あらゆる機会を通して早期発見と適切な支援につないでいく方策を推進します。

また、早期発見に向けた取組を推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。

重点課題 2

乳幼児期から就学後まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

療育支援にあたっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、特に小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保が必要です。

また、就学して初めて支援ニーズがある場合においては、児童への支援とともに、保護者の理解を深めるための支援体制の充実が必要です。今後は、支援機関との関わりや発見時期等により児童やその保護者への支援が不十分にならないよう、教育委員会及び関係するあらゆる機関と連携し、包括的な支援体制の整備に努めます。

重点課題 3 医療的ケアが必要な児童の地域生活支援

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置をめざします。また、医療型児童発達支援センターや重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援、及び訪問型支援の充実に取り組みます。

重点課題 4 児童の発達支援や家族への支援を一体的に提供する相談支援体制の充実・強化

障がい児通所支援サービスの利用は年々増加しており、支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かい支援を提供するためには、障がい児相談支援を実施する事業者の確保とこども発達支援センターによる後方的な支援等、相談支援体制の充実・強化が必要です。

また、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の社会資源を適切に提供していくためのコーディネーター機能の強化が必要です。

さらに、保護者が必要な支援サービスを選択できるように、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の児童を取り巻く機関がスムーズに障がい児相談支援につなげていくことも必要です。

② 具体的な取組

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス事業者との連携を強化し、情報共有や課題解決に向けた研修を実施する等、療育水準の向上に努めます。
- 障がい児相談支援を実施する事業者の確保及び質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を実施する事業者の参入促進に努めます。
- 多様な支援ニーズに対応していくため、療育システムの再構築を図ります。また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」との円滑な連携に努めます。
- 必要な時に必要な支援に着実につないでいける体制の整備に努めます。

2 障がい児支援の提供体制の整備等（成果目標）

第1期障がい児福祉計画は、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度（2020年度）を目標年度として障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

区分		平成32年度（2020年度） 目標
(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	1か所
	保育所等訪問支援の充実	4か所
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保		児童発達支援 4か所 放課後等デイサービス 4か所
(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置		平成30年度（2018年度）までに吹田市域療育等関係機関連絡会を協議の場として位置づけ

3 障がい児支援の種類ごとの必要見込量（活動指標）

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。

ごもく 項目	平成30年度(2018年度)		平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
児童発達支援	373人	3,210人日	448人	3,852人日	537人	4,622人日
医療型児童発達支援	63人	742人日	66人	779人日	69人	818人日
放課後等デイサービス	1,024人	7,738人日	1,228人	9,285人日	1,474人	11,142人日
保育所等訪問支援		5回		7回		10回
居宅訪問型児童発達支援		3回		5回		8回
障がい児相談支援		150人		170人		200人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	吹田市域療育等関係機関連絡会において医療的ケア児支援のための協議を行うとともに、平成30年度(2018年度)末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを1名以上配置します					

第5章

実施体制と進行管理

1 実施体制

第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画は、第4期障がい者計画と一体的に推進するものとし、福祉部と児童部が共同し、障がい当事者、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の着実な推進に向けて、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力・連携を図ります。

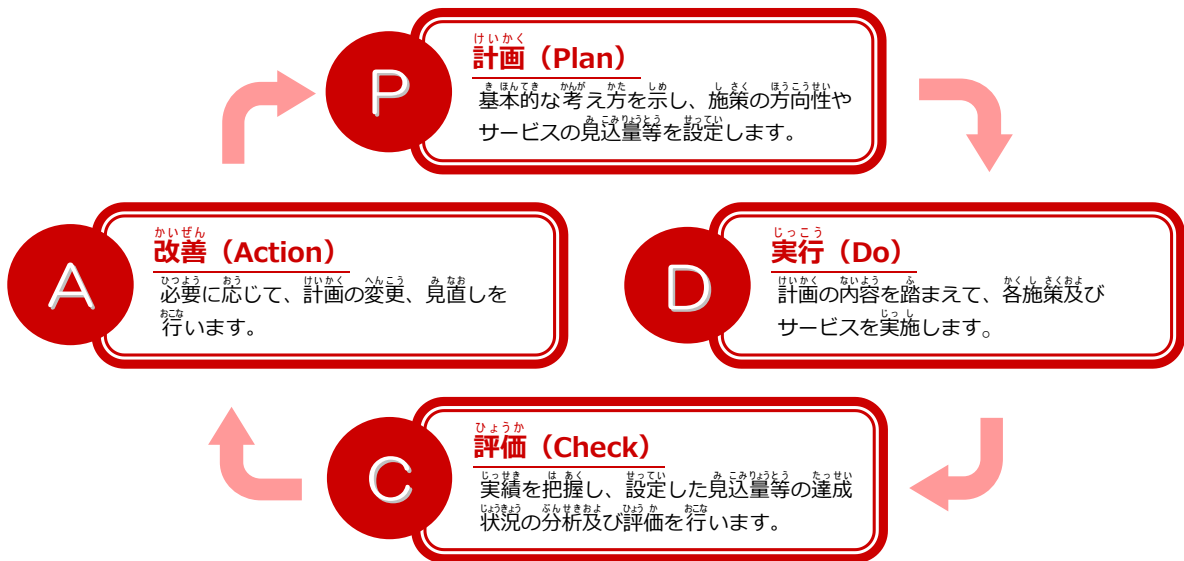
一市町だけでは取組が困難で、広域的な対応を必要とする障がい者のニーズについては、大阪府との緊密な連携のもと、取り組んでいきます。

2 進行管理

計画の円滑な推進を図るため、「吹田市障がい者施策推進委員会」及び「吹田市地域自立支援協議会」において、計画の推進方法について意見を求めるとともに、定期的に進捗状況の点検や評価を行います。

第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画においては、P D C Aサイクルを取り入れ、実績を把握し、設定した見込量等の達成状況の分析及び評価を行い、必要があると認める時は、その変更や事業の見直し等について検討します。

P D C A サイクル





だい きすいた ししろう ふくし けいかく だい きすいた ししろう じ ふくし けいかく
第5期吹田市障がい福祉計画 第1期吹田市障がい児福祉計画

がいようぼん
概要版

へいせい ねん ねん がつ
平成30年（2018年）3月

はっこう すいた し ふくし ぶしろう ふくし しつ
発行 吹田市福祉部障がい福祉室

すいた し いずみちよう
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

でん わ ふあつす
電話 06-6384-1349 FAX 06-6385-1031

すいた し じ どう ぶ はったつ し えん
吹田市児童部こども発達支援センター

すいた し かたやまちよう
〒564-0082 吹田市片山町2-11-40

でん わ ふあつす
電話 06-6339-6105 FAX 06-6387-5734

さっし ふ さくせい ふ たん か えん
この冊子は300部作成し、1部あたりの単価は340円です。